

菰野高等学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

2 いじめの防止等のための対策の基本的な考え方

いじめはどの学校でもどの生徒にも起こりうるものである。また、いじめの防止等の対策にあたっては、加害・被害の二者関係だけに着目するのではなく、はやし立てたり面白がったりする「観衆」や、周辺で暗黙の了解を与える「傍観者」にもなることのないよう、全ての生徒に関係する問題として取組を進めていく必要がある。

こうしたことをふまえ、本校では以下の4つの考え方を基本に、生徒の実態に応じた取組を推進する。

- (1) 生徒が互いの違いを理解し、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心の育成
- (2) 生徒がいじめを自分たちの問題として考え、取り組む活動の推進
- (3) 相談しやすい環境の整備
- (4) 保護者との連携

3 いじめ防止等の対策のための組織とその役割

(1) いじめ防止委員会

ア いじめ防止委員会の構成

校長、教頭、各学年主任、教務主任、生徒指導主事、教育相談係、人権教育担当者
注) 校長の指示のもと、必要に応じて構成員を限定またはスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、発達障がい支援員、弁護士等の外部専門家を加えるものとする。

イ いじめ防止委員会の活動方針

- (ア) 菰野高等学校いじめ防止基本方針に基づく取組の中核を担う。
- (イ) いじめに関する相談・通報の窓口となる。
- (ウ) 生徒の状況に関する情報集約と共有を行う。
- (エ) いじめを発見または情報を得た場合には速やかに委員会を開催して情報共有し、必要な調査、関係生徒への指導や支援、保護者との連携等を組織的に進めて、認知と解消の判断を行う。

注) いじめ防止委員会は、原則として週に1度開催する。

4 いじめの防止等に関する措置

(1) 人権教育の充実

教育活動全体を通じて、生徒一人ひとりが互いの違いを理解し、自らを大切に思う気持ちや他者を思いやる心を育むとともに、生命を大切にし、いじめ・暴力を根絶するための教育に取り組む。

(2) いじめアンケートの実施

- ア 生徒が他者の目を気にせず、安心していじめの情報を伝えられるよう、生徒が学習端末を使って回答できる Google フォームを準備し、生徒に周知する。
- イ 生徒のいじめ防止に対する意識を高めるため、学期に 1 回、紙媒体によるアンケートを実施し、全ての生徒に回答を求めるが、それ以外の期間でも、Google フォームによるいじめ情報の申告を受け付ける。
- ウ 外部相談窓口の紹介や、県教育委員会作成のいじめ早期発見のための気づきリスト(令和 5 年 8 月改訂) も活用し、いじめを訴えやすい環境づくりに努める。

(3) いじめを発見または情報を得た場合の具体的な対応

- ア 原則として、いじめを発見または情報を得たその日のうちに校長と関係教職員が情報共有し、当面の対応を決定して直ちにに取り組む。
被害生徒からの相談や訴えは、直接的にいじめを訴えるのではなく、部活動や進路の変更などの内容である場合があり、踏み込んで確認する。
- イ 学校がいじめの情報を得たら、被害生徒および加害生徒等から速やかに事実確認するとともに、事実確認に時間を要する場合には、被害生徒や保護者に状況を丁寧に伝え、必要な対応を行う。
- ウ 学校が把握した状況や事実関係、それらをふまえた対応方針について、的確かつ速やかに保護者に説明する。
被害生徒から、保護者に伝えないで欲しいと要望があったとしても、見守り体制を強化するなどして被害生徒を全力で守ることを約束のうえ、保護者にも状況を共有することの必要性を被害生徒に十分に説明し、理解を得たうえで、保護者に伝える。
- エ 加害生徒への指導に当たっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体や財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる指導を行う。なお、加害生徒がいじめを行った背景にも目を向ける。
- オ いじめが発生した際、それを知り、見ていた生徒に対しても、自分の問題として捉えること、いじめを止めることはできなくても、誰かに伝える勇気を持つことを指導する。
また、はやし立てたり、ひやかしたり同調していた生徒に対しては、それらの行為はいじめに加担する行為であることを理解させる。
- カ 事実関係を把握し、必要な指導や支援を行った後も、いじめ防止委員会で被害生徒や加害生徒の状況を共有し、必要に応じて支援や指導を行いながら解消に至るまで見守りを行う。
- キ 犯罪等に該当すると考えられる場合には、直ちに警察に相談または通報する。

5 いじめの内容に応じた対応の留意点

(1) SNS 上でのいじめの場合

- ア SNS 上での誹謗中傷や画像の投稿等は拡散防止のため、加害生徒に確実に削除を求めたり、削除要請を行うなど速やかに二次被害防止に努めると同時に、被害側の協力を得てスクリーンショットや接写により証拠保全する。書き込みの内容により警察にも相談する。
- イ 誰に向けたものかわからない書き込み等に対する被害申告であっても、早計に判断せず、被害側の話をよく聞いて調査する。
- ウ 学校の調査で加害側が特定できなくても、状況に応じて削除要請や全体指導など、被

害側と協議して、できる対応を検討する。

(2) 双方に原因があり、被害加害の別が判然としない場合

ア いじめの被害側と加害側の関係は一面的でないことも多く、加害側からも行為に至った経緯や背景を十分に聞き取る。

イ 被害加害が入れ替わったり、双方に原因があったりする中で、「被害側」「加害側」と区別することにこだわらず、双方に必要な対応を検討する。

ウ 被害加害が区別できなくとも、心身の苦痛を感じていれば「いじめ」であり、双方が苦痛を感じている場合には「双方向のいじめ」として対応する。

(3) 行為の内容や日常の人間関係などからいじめ認知の判断が難しい場合

ア 行為の内容や加害側の意図に依らず、当該行為が被害側に向けられたものか、被害側が心身の苦痛を感じているかどうかで、いじめか否かを判断する。

イ 加害側が「遊んでいる」、被害側が「友人関係の一環」と捉えていたとしても、被害側が心身の苦痛を感じていると想定しうる場合は、いじめを疑って対応する。

(4) 被害側が加害側への聞き取りや対応を拒む場合

ア 被害側が調査を望まない場合には、まず、その理由を把握する。

イ 理由を把握したうえで、見守り体制を強化するなどして被害生徒を全力で守ることを約束のうえ、どのような調査を行うことができるか、被害側と協議する。

ウ 被害生徒と保護者の意向が一致しない場合があるため、保護者だけでなく、調査に対する被害生徒の意向を確認する機会を確保する。

6 重大事態への対処

(1) 「重大事態」の定義

ア いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

イ いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

注)「相当の期間」とは、不登校の定義をふまえ、30日を目安とする。

(2) 重大事態の認定

被害生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった場合は、事実関係の確定を待たずに重大事態と認定し、直ちに県教育委員会に報告する。

また、生徒からの退学や転学、休学等の相談の背景にいじめやいじめの疑いがある場合は、重大事態に該当する可能性があるため、こうした場合にも直ちに県教育委員会に報告する。

(3) 重大事態発生時の対応

ア 被害生徒や保護者には、いじめ防止対策推進法に基づく学校の対応について、丁寧に説明するとともに、スクールカウンセラーによる心のケアなど、十分な心理的支援を行う。

イ 重大事態発生時の調査主体については、県教育委員会の判断となるが、学校が主体となって調査を行う場合には、いじめ防止委員会を中心に調査組織を設置し、必要な関係機関等の支援を得て調査を行うものとする。また、調査により明らかになった事実関係については、被害生徒及びその保護者に対して情報を適切に提供するとともに、調査結果を県教育委員会に報告する。

菰野高等学校いじめ防止委員会年間計画

月	計 画 内 容
4 月 (いじめ防止月間)	・菰野高等学校いじめ防止基本方針の確認・見直し (確認・見直し後、職員会議で周知し、ホームページに掲載) ・個人面談週間 ・Google フォームによるいじめ相談環境の生徒への周知 ・生徒会主体のピンクシャツ運動の実施
5 月	・安全・安心な学校生活アンケート (いじめアンケート) ① (5月下旬予定)
6 月	・菰野高校人権教育推進計画の確認・見直し ・いじめアンケート①集約及び分析
7 月	
9 月	・安全・安心な学校生活アンケート (いじめアンケート) ② (9月下旬予定)
10 月	・いじめアンケート②集約及び分析
11 月 (いじめ防止月間)	・生徒会主体のピンクシャツ運動の実施
12 月	・PTAと連携したマナーアップ運動
1 月	・PTAと連携したマナーアップ運動
2 月	・PTAと連携したマナーアップ運動 ・安全・安心な学校生活アンケート (いじめアンケート) ③ (2月上旬予定)
3 月	・いじめアンケート③集約及び分析 ・中学校との情報交換 (新1年生入学前)

※ いじめ防止委員会は、原則として週に1度開催する。